

## 大学連携 e-Learning 教育支援センター四国規則

平成25年7月5日

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学(以下「四国地区国立大学」という。)との緊密な連携のもとで、大学教育・大学院教育の共同実施を行うことにより、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育・大学院教育の共同実施に向けた組織体制の整備に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 共同実施による教育プログラムの開発に関すること。
- (4) オープンコンテンツ開発に関すること。
- (5) 遠隔会議・遠隔講義システム等のシステム基盤強化に関すること。
- (6) 共同実施の運用モデルの確立に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 センターは、四国地区国立大学のうち、香川大学に置く。

2 センターの業務を円滑に実施するため、香川大学を除く四国地区国立大学に、それぞれ大学連携 e-Learning 教育支援センター四国分室(以下「センター分室」という。)を置く。

3 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター教員
- (3) その他必要な職員(以下「センター職員」という。)

4 センター分室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 分室教員
- (3) その他必要な職員(以下「分室職員」という。)

(センター長等)

第5条 センター長は、香川大学に所属する教員のうち、同大学の学長(以下「学長」という。)が指名する者をもって充てる。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター教員は、学長が、選考又は指名し、任命する。

4 分室長及び分室教員は、当該大学の学長が、選考又は指名し、任命する。

(職務)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター教員は、センターの業務を処理する。

3 センター職員は、センターの業務に従事する。

4 分室長は、センター分室の業務を掌理する。

5 分室教員は、センター分室の業務を処理する。

6 分室職員は、センター分室の業務に従事する。

(運営委員会)

第7条 センターに、センター及びセンター分室の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(企画委員会)

第8条 センターに、センター及びセンター分室の円滑な運営のため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国企画委員会(以下「企画委員会」という。)を置く。

2 企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(外部評価委員会)

第9条 センターに、センター及びセンター分室の業務に対して評価を行い、もって業務の改善に資するため、大学連携 e-Learning 教育支援センター四国外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)を置く。

2 外部評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センター及びセンター分室に関する事務は、四国地区国立大学のセンター業務を所掌する課等において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

- 2 前項にかかわらず、この規則に定めるもののほか、センター分室に関し必要な事項は、各大学が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年7月5日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。